

生駒市水道事業管理規程第6号

市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成25年7月31日

生駒市水道事業管理者 古川 文男

市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部を改正する規程  
市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「なること」の次に「（別表の2の表第6号に掲げる事項を除く。）」を加える。

別表の2の表第3号中

「

定例又は軽易なもの			
-----------	--	--	--

」

を

「

定例又は軽易なもの			定例かつ軽易なもの
-----------	--	--	-----------

」

に改め、同表第13号中

「

定例又は軽易なもの			
-----------	--	--	--

」

を

「

定例又は軽易なもの			定例かつ軽易なもの
-----------	--	--	-----------

」

に改め、同号を同表第 1 4 号とし、同表第 6 号から第 1 2 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同表第 5 号の次に次のように加える。

(6) 要綱、 事務取扱要 領等の制定 及び改廃	軽易な もの					
-----------------------------------	-----------	--	--	--	--	--

別表の 5 の表第 5 号中「用品調達基金への振替命令並びに」を削る。

#### 附 則

この規程は、平成 2 5 年 8 月 1 日から施行する。